

**青梅市しろまえ児童学園条例を廃止する条例**

上記の議案を提出する。

平成30年12月3日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市公共施設等総合管理計画にもとづく公共施設のあり方に関する検討結果を踏まえ、青梅市しろまえ児童学園を廃止したいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市しろまえ児童学園条例を廃止する条例**

青梅市しろまえ児童学園条例(昭和50年条例第29号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の廃止後において、青梅市しろまえ児童学園の管理に関する事業報告書の作成および提出その他青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年条例第37号)の規定を適用する場合は、この条例による廃止前の青梅市しろまえ児童学園条例第7条の規定は、なおその効力を有する。